

鳥取県告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 石谷 雅文	鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	平成21年5月15日	訪問介護
〃	鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277-1	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651-1	〃	〃
〃	鳥取市社会福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31-1	〃	〃